

(仮称)流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について 意見聴取で提出された主な質疑応答

質問	回答
同意は、どのようにもらうのか。また誰がやるのか。	市が、直接対象者に同意書を郵送し、確認する。 障害者手帳等の所持者は、名簿に登載していいかを確認する。その他を仮に75歳以上とした場合、登載したくない場合は申し出をしてもらう。申し出がなければ 登載する。 なお、意向確認も1回ではなく、再確認のために2回は実施したい。
誰が、対象か。	75歳以上の単身者、75歳以上のみの世帯に属する者、身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、療育手帳(A等)、要介護(3以上)の認定を受け、居宅で生活している者。その他本人が名簿登載の申出をし、市長が認めた者とする。
なぜ、75歳以上と設定したのか。	65歳以上は25年度で、37,000人以上いる。対象者が多すぎるため、年齢を上げないと対応できないため、75歳以上(15,000人以上)にしたい。今の65歳は元気であり、昔の65歳とは違う。
見守り対象とならない人(不同意者)もいるが、その人の支援はどうするのか。	登載拒否の申し出をすれば、提供名簿には登載しない。しかし、平成25年6月施行の災害対策基本法の一部改正及び市個人情報保護条例では災害発生時又は災害発生のおそれがある場合は、本人の同意を得ず、情報提供できることになっている。
地域見守りネットワークの活動状況については、175自治会中30自治会しか活動を実施していない。条例を作っても、自治会のない地域や見守りができない自治会はどうなるのか。	関係課と調整を図りながら、地域コミュニティづくりを優先し、出前講座を活用しながら、進めていきたい。また、自治会関係者によると、見守り対象者名簿を作成することが困難で、名簿があればいつでも見守りはできるという意見が多く聞かれたため、市では今回の災害対策基本法の一部改正(平成25年6月施行)の趣旨を踏まえ、平成26年度上半期中に条例を策定した後に、75歳以上の方々や障害者の方々などに通知を出し、避難行動要支援者名簿への登載の可否を聞いたうえで、名簿を整備し、平成27年度以降、要望のある自治会等に提供していく予定である。
自治会が中心とのことだが、各自治会に説明してほしい。	自治会総会などにも参加し、積極的に説明を実施していく。今後、手法を検討していく。
提供名簿は、更新するのか。	転入、転出、死亡等があるので、毎年を更新を検討している。
住民票のない人はどうするのか。	住民票が、基本であるため、住民票のない者には同意書の発送はできない。この者の把握は、自治会や民生委員などの近隣住民からの情報しかない。
個人情報の取り扱い、守秘義務は守られるのか。	自治会の中でも名簿管理者、名簿閲覧者の指定を行い、必要に応じて必要な人が閲覧するようにする。 自治会への説明会のなかで個人情報や守秘義務についても、徹底した情報管理について説明していく。
流山市災害時要援護者避難計画についてはどう考えているか。	今後、条例制定後、最も現在の状況に合致したものになるよう見直すことを考えている。 また、この条例によって、容易に情報が得られるようになることから、その情報を当計画に利用していきたいと考えている。